

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	廃 X 線フィルムの処理委託について
----	--------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

第14条第1項（重要な個人情報の提供等を伴う委託）

担当係 健康部計画推進課区民健康センター
担当者 内田 由美子 内線（4010）

事業の概要

事業名	廃 X 線フィルムの処理委託
担当課	健康部計画推進課
目的	区民健康センターから排出される X 線フィルムについて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、回収・運搬・処理を行う。
対象者	区民健康センターにおいて、X 線撮影による検査を受けた者
事業内容	廃 X 線フィルムの収集・運搬 廃 X 線フィルムの処分・最終処分 廃 X 線フィルムの処理業務において、フィルム中に含有される銀の売却

件名 X線フィルムの処理委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課(担当課)	計画推進課区民健康センター	委託先	見積あわせにより決定
登録業務の名称	健康相談事業		
情報はどのような媒体に記録されているか	X線フィルム	情報はどのような媒体で提供するのか、取扱わせるのか	X線フィルム
保有している情報項目	氏名 性別 年齢 撮影した映像	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	氏名 性別 年齢 撮影した映像
委託の理由	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を受けた業者に委託する。		
委託内容	廃X線フィルムの収集・運搬 廃X線フィルムの処分・最終処分 廃X線フィルムの処理業務において、フィルム中に含有される銀の売却		
委託の開始時期及び期限	平成 20 年 4 月 1 日 から平成 21 年 3 月 31 日まで (以後継続予定)		
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。	受託事業者としての情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる保管庫に保管する。

件名 X線フィルムの処理委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課(担当課)	計画推進課区民健康センター	委託先	見積あわせにより決定
登録業務の名称	精密検査事業		
情報はどのような媒体に記録されているか	X線フィルム	情報はどのような媒体で提供するのか、取扱わせるのか	X線フィルム
保有している情報項目	氏名 性別 年齢 撮影した映像	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	氏名 性別 年齢 撮影した映像
委託の理由	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を受けた業者に委託する。		
委託内容	廃X線フィルムの収集・運搬 廃X線フィルムの処分・最終処分 廃X線フィルムの処理業務において、フィルム中に含有される銀の売却		
委託の開始時期及び期限	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで (以後継続予定)		
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。	受託事業者としての情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる保管庫に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。